

セグメント情報方針（案）

セグメント情報について

- セグメント情報は、以下の区分・配分基準で開示を進めることで合意（第6回検討会 2023/10/20 開催）。

区分	【例①】 当分の間、選択可能 【例②】（「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで）
配分基準	原則：「経済実態をより適正に表す配分基準」（新基準） ← 新規策定 （技術的課題あり、検討に1年程度必要） 例外：現行の「資金収支内訳表の配分基準」（現行基準） ← 現存はこちらのみ

- 今後の対応関係は、以下の通り。

A 当分の間 （「経済実態をより適切に表す配分基準」が策定されるまで）			B 「経済実態をより適切に表す配分基準」 策定後		
区分		配分基準	区分		配分基準
【例①】	+	現行基準	原則	【例①】 +	新基準
選択可能 【例②】	+	現行基準	例外	【例①】 +	現行基準

※ 1：新基準の検討がR7.4.1施行に間に合えば、Bの対応のみとなる。

【例①】原則的な集約可能範囲

部 門 科 目	(何) 大学	(何) 短期 大学	(何) 高等専 門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	病院	その他
教育活動収入計						
教育活動支出計						
教育活動収支差額						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
特別収支差額						
基本金組入前当年度収支差額						
基本金組入額合計	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額						

【例②】例外的な集約可能範囲

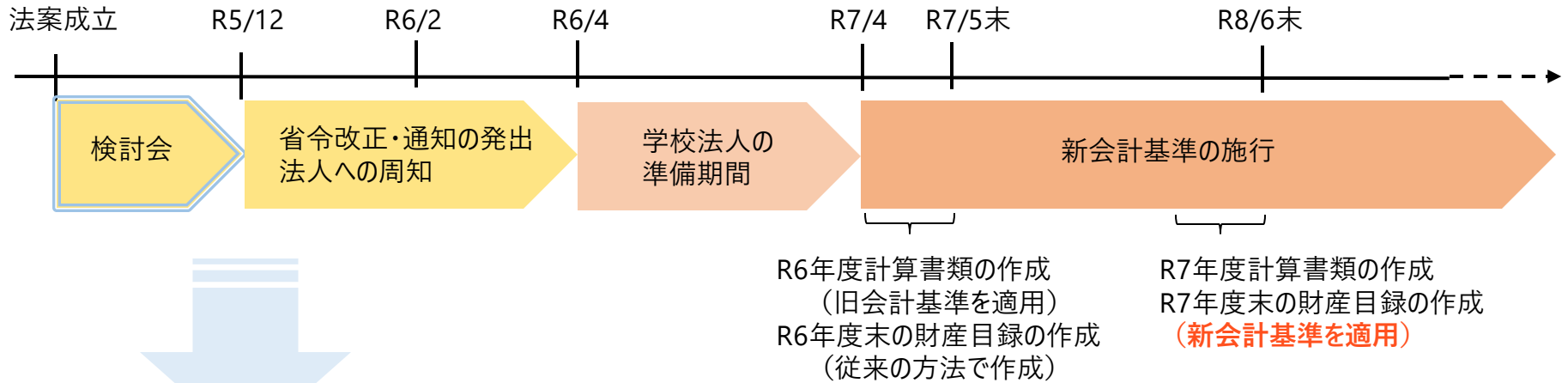
部 門 科 目	大学・短大・高 専	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学 校・専門学校等	その他
教育活動収入計			
教育活動支出計			
教育活動収支差額			
教育活動外収支差額			
経常収支差額			
特別収支差額			
基本金組入前当年度収支差額			
基本金組入額合計	△	△	△
当年度収支差額			

- ・当分の間、例①の対応が困難な場合のみ選択可能
- ・原則的な配分基準の検討にかかる期間を限度として、例①に移行

学校法人会計基準改正とセグメント配分基準の検討スケジュール

スケジュール（イメージ）

会計基準



R7年度予算は新会計基準にて対応。

配分基準

○新基準の検討がR7/4施行に間に合えば、Bの対応のみとなる。

